

食肉等流通合理化総合対策事業（鶏肉衛生管理等向上推進事業のうち緊急時集出荷・処理円滑化推進）実施要領

平成 23 年 2 月 7 日 22 農畜機第 4305 号承認
平成 23 年 2 月 7 日日鳥協発第 22 - 248 号

第 1 事業の趣旨

社団法人日本食鳥協会（以下「協会」という。）は、食肉等流通合理化総合対策事業実施要綱（平成 18 年 4 月 1 日付け 18 農畜機第 287 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、高病原性鳥インフルエンザ等の緊急時における食鳥の円滑な集出荷・処理を促進するための奨励金を交付することとし、もって国産鶏肉の安定供給に資するものとする。

この事業の奨励金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号、以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）及び実施要綱に定めるもののほかこの実施要領の定めるところによる。

第 2 事業の内容

この事業は高病原性鳥インフルエンザ等の発生時において、食鳥の円滑な集出荷・処理を促進するため、移動制限区域内の食鳥処理事業者（以下「区域内処理事業者」という。）が、移動制限区域外にある食鳥処理事業者と食鳥処理等に係る委託契約等を結び、当該食鳥処理事業者（以下「協力処理事業者」という。）の施設において食鳥処理した食鳥中抜きと体を、区域内処理事業者に搬入し自ら製品等に処理して操業を継続する場合、奨励金を交付する事業とする。

第 3 事業の実施

1 奨励金の内容

奨励金の交付は 1 羽当たり 25 円を上限とする。

2 奨励金交付対象食鳥

奨励金交付の対象食鳥は、次のすべての要件に合致するものであることとする。

- (1) 区域内処理事業者が家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 32 条第 1 項の規定に基づいて定められた移動制限期間内に養鶏農家から仕入れたものであること。
- (2) 協力処理事業者の施設において、食鳥中抜きと体まで処理されたものであること。
- (3) 食鳥中抜きと体が区域内処理事業者に搬入され、当該事業者により製品等に処理されたものであること。

3 事業の参加申請

- (1) この事業に参加しようとする区域内処理事業者は、別紙様式第1号の参加申請書(以下「申請書」という。)により、協会に事業参加を申請するものとする。
- (2) 協会は、提出された申請書を審査の上、2の要件に合致すると認める場合は、その申請を承認するものとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成22年度とする。

第4 事業の推進指導等

区域内処理事業者は、協会の指導の下、都道府県、関係機関、関係団体と連携し、事業の適正かつ円滑な実施に努めるものとする。

第5 奨励金交付の手続等

1 奨励金の概算払

協会は、第2の集出荷・処理の取組を実施した区域内処理事業者に対し、2の規定により実施状況報告を受けた後、奨励金交付計画額の80%を限度として、出来高の範囲内で概算払をすることができるものとする。

2 実施状況報告

この事業を実施した区域内処理事業者は、事業が完了した日から起算して1カ月を経過した日又は平成23年4月10日までのいずれか早い期日までに当該取組の確認に必要な次の書類を添付し、別紙様式第2号の実施状況報告書を協会に提出するものとする。1の規定に基づき奨励金の概算払請求をしようとする場合も同様とする。

- (1) 区域内処理事業者が移動制限期間内に養鶏農家から食鳥を仕入れたことを証する書類(売買契約書等及び納入伝票等)
- (2) 区域内処理事業者と協力処理事業者との間で委託契約等を結び、食鳥処理したことを証する次のア～ウに掲げる書類
 - ア 食鳥処理等に係る委託契約等の写し(別紙様式第3号の例による)
 - イ 事業対象に係る食鳥処理羽数に関するa又はbのいずれかの証明書
 - a 大規模食鳥処理場の場合(i又はiiのいずれかの証明書)
 - i 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下「食鳥検査法」という。)第25条第2項に定める検査員又は同法第39条第1項に定める食鳥検査等を実施する職員が発行する証明書(別紙様式4号 食鳥処理羽数証明書)
 - ii 都道府県畜産主務部局の職員又は食鳥検査法第12条第1項に定める食鳥処理衛生管理者が発行する食鳥処理羽数に関する証明書(別紙様式第4号 食鳥処理羽数証明書)に食鳥検査法施行規則第27条第2項に定める申請書の写しを添付したもの。なお、当該申請書の写しは、出荷元の養鶏農家の名称、食鳥処理日、養鶏農家からの仕入れ羽数、食鳥処理羽数が記載されたものに、申請先の受領印

が押印されたものとする。

b 認定小規模食鳥処理場の場合

食鳥処理衛生管理者が発行する食鳥処理羽数に関する証明書（別紙様式第4号 食鳥処理羽数証明書）を都道府県畜産主務課長等が証明したもの

ウ 食鳥中抜きと体の協力処理事業者への委託費等が支払われることを証する書類（領収書、請求書等）

(3) 協力処理事業者により食鳥処理された食鳥中抜きと体が、区域内処理事業者に搬入され、区域内処理事業者が自ら製品等に処理したことを証する書類（納入伝票等及び製造日報等）

3 補助条件の順守

区域内処理事業者は、適正化法、実施要綱及び実施要領等に反した場合は、既に受領した奨励金を返還しなければならない。

第6 帳簿等の整備保管等

1 区域内処理事業者は、協会に提出した関係証拠書類等について事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

2 協会は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、区域内処理事業者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、社団法人日本食鳥協会会長が別に定めるものとする。

附則 （平成23年2月7日22農畜機第4305号）

この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成23年1月22日から適用する。

別紙様式第1号

平成 年度 食肉等流通合理化総合対策事業(鶏肉衛生管理等向上推進事業のうち緊急時集出荷・処理円滑化推進)参加申請書

番 号
年 月 日

社団法人 日本食鳥協会
会長 殿

(住 所)
(区域内処理事業者名)
(代表者名) 印

平成 年度において、下記のとおり食肉等流通合理化総合対策事業(鶏肉衛生管理等向上推進事業のうち緊急時集出荷・処理円滑化推進)に参加したいので、食肉等流通合理化総合対策事業(緊急時集出荷・処理円滑化推進)実施要領第3の3の(1)の規定に基づき、下記のとおり事業参加申請書を提出します。

記

- 1 事業の目的
高病原性鳥インフルエンザ等の発生時における食鳥の円滑な集出荷・処理の促進
- 2 事業の内容
別紙「食肉等流通合理化総合対策事業(鶏肉衛生管理等向上推進事業のうち緊急時集出荷・処理円滑化推進)実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費

区 分	奨励金交付対象計画羽数 ①	1羽当たりの 奨励金（単価） ②	奨励金交付額 ① × ②	備考
区域内処理 事業者が行 う食鳥の円 滑な集出 荷・処理を 促進するた めの奨励金 の交付	羽	円	円	

4 事業開始及び完了予定年月日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書
- (3) (1) 及び (2) に準ずるもの

別 紙

平成 年度 食肉等流通合理化総合対策事業(鶏肉衛生管理等向上推進事業のうち緊急時集出荷・処理円滑化推進) 実施計画書

1 区域内処理事業者

会社名・工場名	
代表者名	
住 所	
電話・FAX	
メールアドレス	
担当者名	

2 協力処理事業者

会社名・工場名	
代表者名	
住 所	
電話・FAX	
メールアドレス	
担当者名	

会社名・工場名	
代表者名	
住 所	
電話・FAX	
メールアドレス	
担当者名	

会社名・工場名	
代表者名	
住 所	
電話・FAX	
メールアドレス	
担当者名	

注：すべての協力処理事業者を記入すること。

3 養鶏農家からの食鳥仕入計画羽数

	養鶏農家名	食鳥仕入計画羽数	備考
1			
2			
3			
合計	—		

注1：当該事業に係る養鶏農家（食鳥仕入先）はすべて記入すること。

2：区域内処理事業者が移動制限期間内に養鶏農家から食鳥を仕入れることを証する書類（売買契約書等）。

4 協力処理事業者での食鳥処理計画羽数

	協力処理事業者名	食鳥処理計画羽数	備考
1			
2			
3			
合計	—		

注1：当該事業に係る協力処理業者はすべて記入すること。

2：区域内処理事業者と協力処理事業者との間で委託契約等を結び、協力処理事業者の施設において食鳥を食鳥処理することを証する書類（委託契約書等）を添付すること。

別紙様式第2号

平成 年度 食肉等流通合理化総合対策事業(鶏肉衛生管理等向上推進事業のうち緊急時集出荷・処理円滑化推進) 実施状況報告書

番 号
年 月 日

社団法人 日本食鳥協会
会長 殿

(住 所)
(区域内処理事業者名)
(代表者名) 印

平成 年度食肉等流通合理化総合対策事業(鶏肉衛生管理等向上推進事業のうち緊急時集出荷・処理円滑化推進)について、下記のとおり事業を実施したので、食肉等流通合理化総合対策事業(緊急時集出荷・処理円滑化推進)実施要領第3の3の規定に基づき関係書類を添えてその実施状況を報告します。

また、併せて奨励金 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の実施状況
概算払請求をする場合には別紙1(概算払請求をする場合)、事業の実績確定(精算払請求を含む。)をする場合には別紙2により記入すること。
- 2 振込先
金融機関及び本・支店名
預金等の種類及び口座番号
口座名義
- 3 事業実施期間

別紙1 (概算払請求をする場合)

(1) 概算払請求額

区分	事業計画			事業の実施状況 (平成 年 月 日現在)				既 概 算 払 受 領 額	今 回 概 算 払 請 求 額	備 考
	対象 羽数 ①	単価	奨励金	対象 羽数 ②	単価	奨励金	出来高 ②/①			
区域内処 理事業者 が行う食 鳥の円滑 な集出 荷・処理を 促進する ための奨 励金の交 付	羽	円	円	羽	円	円	%	円	円	

(2) 養鶏農家からの食鳥仕入羽数 (平成 年 月 日現在の事業実施状況)

	養鶏農家名	食鳥仕入羽数	備考
1			
2			
3			
合計	—		

注1：当該事業に係る養鶏農家（食鳥仕入先）はすべて記入すること。

2：養鶏農家から食鳥を仕入れたことを証する書類（納入伝票等）を添付すること。

3：上段に食鳥仕入計画羽数を（ ）書きし、下段に（平成 年 月 日現在の）事業実施状況を記入すること。

(3) 協力処理事業者での食鳥処理羽数 (平成 年 月 日現在の事業実施状況)

	協力処理業者名	食鳥処理羽数	備考
1			
2			
3			
合計	—		

注1：当該事業に係る協力処理業者はすべて記入すること。

2：食鳥処理羽数に関する証明書及び委託費等が支払われることを証する書類（領収書、請求書等）を添付すること。

3：上段に食鳥仕入計画羽数を（ ）書きし、下段に（平成 年 月 日現在の）事業実施状況を記入すること。

(4) 食鳥中抜きと体の製品への処理羽数（平成 年 月 日現在の事業実施状況）

	搬入先（協力処理事業者名）	食鳥中抜きと体の製品等への処理羽数	備考
1			
2			
3			
合計	—		

注1：当該事業に係る協力処理業者はすべて記入すること。

2：搬入された中抜きと体を区域内処理事業者自ら製品等に処理したことを証する書類（納入伝票等及び製造日報等）を添付すること。

別紙2（実績確定（精算払請求を含む。）をする場合）

1 事業に係る精算

区分	事業計画			事業実績			既概算 払受領 額 ②	精算払 請求額 ①-②
	対象 羽数	単価	奨励金	対象 羽数	単価	奨励金 ①		
区域内処理事業者が行 う食鳥の円滑な集出 荷・処理を促進するた めの奨励金の交付	羽	円	円	羽	円	円	円	円

2 事業実績

(1) 養鶏農家からの食鳥仕入羽数

	養鶏農家名	食鳥仕入羽数	備考
1			
2			
3			
合計	—		

注1：当該事業に係る養鶏農家（食鳥仕入先）はすべて記入すること。

2：養鶏農家から食鳥を仕入れたことを証する書類（納入伝票等）を添付すること。

3：上段に食鳥仕入計画羽数を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。

(2) 協力処理事業者での食鳥処理羽数

	協力処理事業者名	食鳥処理羽数	備考
1			
2			
3			
合計	—		

注1：当該事業に係る協力処理業者はすべて記入すること。

2：食鳥処理羽数に関する証明書及び委託費等が支払われることを証する書類（領収書、請求書等）を添付すること。

(3) 食鳥中抜きと体の製品等への処理羽数

	搬入先（協力処理事業者名）	食鳥中抜きと体の製品等への処理羽数	備考
1			
2			
3			
合計	—		

注1：当該事業に係る協力処理業者はすべて記入すること。

2：搬入された中抜きと体を区域内処理事業者自ら製品等に処理したことを証する書類（納入伝票等及び製造日報等）を添付すること。

別紙様式第3号

緊急時集出荷・処理円滑化推進における食鳥処理等委託契約書（例）

[区域内処理事業者〇〇〇〇]（以下「甲」という。）と[協力処理事業者〇〇〇〇]（以下「乙」という。）とは、食肉等流通合理化総合対策事業（鶏肉衛生管理等向上推進事業のうち緊急時集出荷・処理円滑化推進）実施要領（以下「要領」という。）第3の規定に基づき、次のとおり契約を締結するものとする。

（事業の委託）

第1条 甲は乙に対し、乙の施設で要領第2の規定する食鳥の食鳥処理を委託する。

（委託の内容）

第2条 甲が乙に委託する処理の内容は、以下のとおりとする。

- 1 甲が移動制限期間内に養鶏農家から仕入れた食鳥を、移動制限区域外にある乙の施設において食鳥処理を行い、製造した食鳥中抜きと体を、甲の施設に搬入すること。

- 2 処理予定期限 平成 年 月 日

（委託の数量等）

第3条 委託予定の数量及び委託単価は、次のとおりとする。

委託予定羽数	委託単価 円/羽		
	本体価格 (A)	消費税 (B)	計 (A) + (B)
羽	円	円	円

「乙が甲に搬入する運送賃は、「別途請求する」又は「委託単価に含む」

（委託費の支払）

第4条 乙は、本契約の定めるところに従い中抜き処理を行ったときは、前条の単価に実際に搬入した食鳥中抜きと体羽数を乗じ算出される額の委託費と運送賃の請求を甲に対して行うものとし、甲は、この請求に基づき、乙の指定した金融機関に振込みを行うものとする。

（契約期間）

第5条 本契約期間は、本契約の締結の日から平成 年 月 日（ただし、平成22年度内）までとする。

（その他）

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所
氏 名
代表者 印

乙 住 所
氏 名
代表者 印

別紙様式第4号

平成 年度 食肉等流通合理化総合対策事業（鶏肉衛生管理等向上
推進事業のうち緊急時集出荷・処理円滑化推進）食鳥処理羽数証明書

平成 年 月 日

所 属
氏 名

印

1. 養鶏農家の名称
2. 食鳥処理日
3. 養鶏農家からの仕入羽数
4. 食鳥処理羽数

注：食鳥処理羽数には、食鳥検査における内臓摘出後検査の羽数を記載すること。

上記のとおりであることを証明いたします。

平成 年 月 日

(証明者)

役 職
氏 名

印